

Title	〔商法一六七〕 株券発行前の株式の二重譲渡において、会社が株券を発行して譲受人の一方に交付したときは、当該譲受人の株主たる地位が確定するか (秋田地裁昭和四八年三月九日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.4 (1977. 4) ,p.138- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770415-0138

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一六七〕

株券発行前の株式の二重譲渡において、会社が株券を発行して譲受人の一方に交付したときは、当該譲受人の株主たる地位が確定するか

〔事実〕

Y会社は昭和三八年二月一八日に設立された資本金三五〇万円、発行済株式総数七〇〇〇株（設立当初六〇〇〇株）の自動車学校を経営する株式会社である。XはこのY会社の発起人として、一株五〇〇円の額面株式五、三〇〇株を引受けて設立までに払い込んだが、Y会社は株券を作成しながら交付しないので、Xは本訴を提起し、Y会社にその株券の交付を請求した。

これに対し被告Y会社は、次の理由をあげ、Xは株券交付請求権を失つたと抗弁した。つまり、Xは、自己名義で引受けた五三〇〇株と、ほか七名の名義で各名義人ごとに一〇〇株ずつ引受けた七

株券交付請求事件
秋田地判昭四五(ウ)二五五号
昭和四八・三・九民一部判決、棄却
判例時報七〇三号九一頁

〇〇株の合計六〇〇〇株を、昭和四四年三月一四日、訴外Y会社代表取締役Aに譲渡する旨契約した。右契約は、代金三〇〇万円を、昭和四四年三月二一日限り一五〇万円、昭和四五年六月二一日限り一五〇万円と二回に分けて支払い、前の分の一五〇万円を支払うと同時に株券を引渡すと定められた。しかしこの契約は、株券発行前の株式譲渡であるから、Aが第一回の代金を支払うと同時に、原告Xから株券が発行された場合の株券受領代理権が授与され、かつAがこの代理権にもとづいて被告Y会社から株券の交付をうけたとき、直ちに原告XからAに対し株券の引渡しがなされたものとするという合意を含むものである。そこでAは、右契約にもとづき、昭和四

四年三月二一日、原告Xに対し代金の内金一五〇万円を支払いのため提供したが、原告Xはこの受領を拒否したので、Aはこれを供託した。したがってAが原告Xに対し代金の内金一五〇万円を支払った段階で、XのAに対する株券受領代理権授与と株券引渡の効果が発生した。被告Y会社は、昭和四四年三月二一日ころ株券の発行を終え、Aから右のような株式譲渡の通知を受けたので、昭和四四年三月二一日、原告Xの株券をその受領代理人であるAに交付した。そこでAはこれをY会社に呈示して名義書換を請求したので、Y会社はこれに応じ、右株券全部について名義書換をなした。したがって、Y会社は、Xに株券を交付すべき義務はないとした。

これに対し原告Xは、この株式譲渡契約は株券発行前のものであるから、商法二〇四条二項によりY会社との関係では無効であり、Y会社もこれを承認し得ないから、Y会社はなお原告Xらに株券を交付する義務があると主張し、またXとAとの株式譲渡契約には、次のような停止条件が付され、その条件は不成就に終つたから無効であると主張した。すなわち、原告Xは、この株式を昭和四四年一月二二日、訴外Bに三五〇万円で売却する旨契約し、その手付金三〇万円を受領し、代金の支払は昭和四四年三月二〇日一七〇万円、同年四月一五日一五〇万円と定めた。しかるに、原告Xは、Aから強引に本件株式の譲渡を申し込まれ、やむなくAにBとの契約内容を知らせ、もしBが約束どおり同年三月二〇日に代金の内金を支払わず、当該契約が失効したら効力が発生するという了解のもとに、A

との間で本件株式の譲渡契約を締結したものである。右契約にかかる契約書の標題を「株式譲渡仮契約書」としたのも、第一回目代金の内金支払い日を昭和四四年三月二一日とBの代金の内金支払い日の翌日としたのも、また、その日に株券を引渡すとしたのも、すべてそのためである。

ところが、Bは右約旨どおり昭和四四年三月二〇日に内金一五〇万円を原告Xに支払つたので、XとAとの右契約は条件不成就で無効となつた。また仮にこの契約が有効だとしても、昭和四四年三月二一日、Aが原告Xに対して代金内金一五〇万円を提供したとき、原告Xはこの受領を拒否したので、これは株券受領代理権授与を撤回するか、その委任を解任する意思表示とみるべきであるから、Aの株券受領代理権はそのとき消滅した。そしてAは当時被告Y会社の代表取締役であるから、被告Y会社も右事実を知つたことなるから、その翌日である同年三月二二日に、被告Y会社がAに本件株券を交付しても、原告Xに対抗することはできないとした。

〔判旨〕

請求棄却

判旨は、原告Xが訴外Aとの株式の譲渡契約には停止条件が付され、右条件は不成就に終つたと主張する点について、昭和四四年三月一四日当時、XとA両人の間には本件株式の譲渡について談合がなされたが、右契約書には、原告Xの主張するような停止条件の記載がなく、また当日の談合において、原告Xが既に本件株式を訴外Bらに譲渡済みであるということが議題にのぼつたということも認

められないことを認定した。しかし原告XとAとの株式譲渡契約のなされた日より五〇日余も前の昭和四四年一月二日に、原告Xと訴外Bとの間に本件株式の譲渡契約がなされ、既に同日BからXに対し手付金三〇万円が支払われていたこと、被告Y会社の代表者であるAは、既に昭和四四年一月二日の段階で、本件株式について訴外Bから買い受けの希望がでていることを原告Xから告げられて知っていたこと、原告Xは、同年二月ごろから、Aの代理人として本件株式の買い受けの交渉にあたつていた者に、本件株式は既にBに売却済みである旨を告げていたが、何とかAに譲つてくれるよう強く要求されていたこと、原告XとAとの譲渡契約に関する契約書の標題が「株式譲渡仮契約書」となっていること、Aとの譲渡契約における第一回目の代金内金の支払日が、Bとの譲渡契約における代金内金の支払日の翌日となつていること等から、両者の間で暗黙のうちの合意が成立したと認められる事実があるが、半面、原告Xは、取引上の知識や才覚に乏しく、二重売買ということの意味にも、また契約書をとりかわすという意味にも深く留意することなく、終始優柔不断な態度をとつていたので、結局かかる停止条件の存在は認められない。したがつて、その不成就によつて、右契約が無効となつたというものはあり得ないとした。そして被告Y会社の定款には、株式譲渡には取締役会の承認を要するとする規定がないので、結局本件株式は有効に右BとAとに二重に譲渡されたことになるとしてゐる。すると、右各譲渡契約は、いずれも株券発行前になされたものであるから、商法二〇四条二項との

関係で、会社に対する効力が問題となる。即ち同条により右各譲渡契約が被告たるY会社に対する関係で無効であるとするれば、被告もこれを承認することができないのであるから、被告はいずれの譲渡人をも株主と認めることができず、結局原始株主たる原告Xに本件株券を交付する義務があることになるからである。商法上「株式の譲渡は原則として自由であるが、それは株券の発行を前提として、これを待つて行なわれるべきものであるから会社は遅滞なく株券を発行すべき義務を負う」という趣旨であつて、従つて会社がかもし株券の発行を遅滞することにより事実上株式譲渡の自由を奪う結果になるとすれば、それは同法の右趣旨にもとるのみならず、信義則上も容認できないところといわなければならぬ。このことから同法二〇四条二項の法意を考へてみると、それは会社が株券を遅滞なく発行することを前提にしてその発行が円滑かつ正確に行なわれるようにするために会社に対する関係において株券発行前における株式譲渡の効力を否定する趣旨に解すべきであつて、一律に株券発行前の株式譲渡の効力を否定することはかえつて右法意にもとるものといわなければならない。そうであるならば会社が不当に株券発行を遅滞し、信義則にてらしても株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況のもとにおいては、株主は意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社はもはや株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず、譲受人株主として遇しなればならず、そしてこの場合においては、会社は株式の譲受人を単に譲渡人の株券受領代理人として扱うのではなく正規の株主として扱

うべきであつて、譲受人はその名において会社に対して株券交付請求権を有する者と解するのが相当である。これを本件についてみるに、被告Y会社は昭和三八年二月に設立され当初六〇〇〇株を発行し、既にそのころその全部について引受を得ながら、昭和四四年一月ないし三月にかけての本件各株式譲渡契約の成立したころまで約六年にわたり株券を発行していないから、まさに不当に株券発行を遅滞したものとすべく、被告Y会社はもはや本件株式の各譲渡契約をいづれも否定し得ない。したがつていづれの譲受人も譲渡人の代理人となることなく直接会社に対して株券交付請求権を有することになる。しかし同時に譲渡人も譲受人に対し株券を伴つた株式を譲渡する義務があるから、ただ株式の譲渡契約をしたというだけではまだ会社に対する株券交付請求権を失わないと解するのが相当である。しかし、会社が後になつて株券の発行を終え、いづれかの譲受人を株主として承認し、同人の株券交付請求に応じて同人に株券を交付したのちは、民法四六七条に準じた一般原則による各譲受人の優劣関係論するまでもなく、もはや他の譲受人は株主たる地位を喪失し、以後会社に対する株券交付請求権を有しないことになるのと解するのが相当である。そうなれば、譲渡人も同時に株券交付請求権を失うことになる。これを本件について見るに、原告XとAとの本件株式譲渡契約においては、第一回目の代金内金一五〇万円の支払日が同年三月二一日であり、右代金支払と同時に本件株式を移譲するというものであると、当日Aは原告X方に代金一五〇万円を持参し、同原告Xに交付しようとしたが、同原告がこの受領を

拒否したので、Aは同年四月五日右代金を供託した。したがつて被告Y会社は、Aを原告Xの代理人として株券を交付したわけであるが、当裁判所の見解に立てば、Aは譲渡人たる原告Xの代理人となることなく直接株式譲受人としての資格において株券の交付請求権ならびにその受領権限があるということになるが、Aが右権利を有するにいたる時期については、原告XとAとの本件株式譲渡契約の内容により、第一回目の代金内金の支払いの時であるから、Aが代金の内金として一五〇万円を供託した同年四月五日であると解すべく、そうすればAは実際上まだ株券交付請求権のないときに、被告Y会社に対し株券の交付を請求し、それを受領したことになるが、これについては、被告Y会社の右株券交付の法律的功效は、Aの右供託を停止条件として停止しているけれども、Aが供託をした同年四月五日になつてはじめて発生するものと解することによりその瑕疵を救済するのが相当なので、結局被告Y会社がAに対して株券を交付したことは正当である。そうすると同年四月五日においてBならびに原告Xの被告Y会社に対する株券交付請求権は消滅するものと解するのが相当である。

以上の次第であるから、原告Xの再抗弁については判断するまでもなく、いづれも失当としてこれを棄却する。」

〔評釈〕

本件は、株券発行前の株式譲渡の問題であるが、これが当事者間において有効に譲渡できることについては学説上異論がない。ところで、株券発行前の株式譲渡の会社に対する効力については、商法

二〇四条二項の解釈をめぐる、多くの学説が対立している。そしてこれを大別すると、絶対的無効説と相対的無効説の二つに分けることができる。

絶対的無効説は、株券発行前の株式の譲渡は、会社が株券の発行を怠っている場合でも、絶対的にその効力を生じないとする。この説は商法二〇四条二項の立法趣旨は、株券発行前の株式の譲渡方式には一定されたものがないため、これによる法律関係の不安定を除去しようとする考慮によるものであって、会社と株主間の権利関係の明確かつ画一的処理による法的安定性を一層重視したものだとする。

学説も古くはほとんどこの説に立ち(松本「株式申込証拠金領収証について」商法解釈の諸問題二四二頁、田中(耕)・改訂会社法概論下巻三二六頁、高島「株式申込証拠金領収証の法的性格」法学研究二六巻八号六七頁)、判例も従来はこの説に立っていた。昭和三十一年一〇月二四日最高裁判所判決も「株券発行前になされた記名株式の譲渡は、会社成立後通常株券を発行し得る合理的期間の経過後になされ、会社においてその譲渡を承認した場合であつても、会社に対しその効力を生じない」としている(民集一二巻一四号三一九四頁)。したがつてこの説によれば、会社が株券の発行を遅滞しても、現実に株券が発行されるまでは株式の譲渡はできないとし、法が保障する株式譲渡の自由も、株券発行後の自由であると説明する。しかし、法は一方において「会社ハ成立後又ハ新株ノ払込期日後遅滞ナク株券ヲ発行スルコトヲ要ス」(商二二六条一項)と規定しながら、株券発行については何ら強制手段を設けていないし、また会社が株券の発行を遅滞しても

罰則もない。そこで会社が長く株券の発行を怠っている場合は、株主の唯一の資本回収手段たる株式譲渡の自由を奪う結果になるが、このことについても、この説は、株主が株券交付請求権を行使するか、或いは会社に損害賠償を求める以外ないとする(西本「株券発行前の株式の譲渡」法学論集七〇周年記念二四八頁)。

これに対し相対的無効説は、商法二〇四条二項の立法趣旨は、株券発行事務の渋滞を防止する技術的理由にあるとし、その解釈も、これは株券発行前の株式の譲渡を絶対的に禁止したものではなく、単に株券の発行があるまで、対会社関係でその効果を停止しているに過ぎないとする。そこでこの説によると、会社は株券発行事務が完了すれば、たとえ株券発行前であつても株式譲渡を認めることになる。この説は、絶対的無効説によると、商法二〇四条二項が会社に対する効力だけを否定している点を説明しえないだけでなく、会社が株券の発行をしないことによつて、実質的に株主の資本回収の手段たる株式譲渡の自由が制限されることになり、ひいては株式の自由譲渡性を確立した法の精神が蹂躪されることになるという反省から生じたもので、商法二〇四条二項の解釈を修正しようとする説である(大隅「株式の譲渡」株式会社法講座二巻六四三頁、同「所謂合理的期間経過後の株式譲渡と商法二〇四条」民法雑誌四〇巻五号九三頁、鈴木・会社法九八頁、矢沢「株券発行前になした株式譲渡の効力」判例研究三巻三号一六四頁、大塚「株券発行前の株式譲渡」判例百選(第二版)一一六頁、龍田「株式発行前の株式の譲渡」商法演習一四三頁、米津「白紙委任状付株式申込証拠金領収証の流通について」東京株式懇話会会報二六号三頁)。

もつともこの相対的無効説にも概略次の三説がみられる。

第一説は、株券発行前の株式譲渡は、株券の発行を条件として株式を譲渡したのであるから、後に株券が発行されると、その時から会社に対しては効力が生ずるとする説である。会社との関係では、株券発行がない限り譲渡の効力を生じないが、株券が発行されれば、その時に改めて譲渡の手続を繰り返す必要はないとする（大隅・前掲講座六四九頁、大塚「商法第二〇四条第二項の法意と株券発行の合理的時期経過後も株券を発行しない場合における株式譲渡」ジュリスト一五二号九〇頁、西原・会社法二三八頁、矢沢・前掲一六六頁、田中（誠）Ⅱ並木・新版株式会社法実務二七六頁）。

第二説は、株券の発行がない限り、会社との関係で株式譲渡の効力はないが、会社が故意または過失によつて株券の発行を怠つている場合には、会社が株券の発行がないことを理由に、株式譲渡の効力を否定することは信義則、または禁反言則に反し許されないとする説である（大隅・前掲講座六四四頁、同・全訂会社法論上巻二九二頁）。

第三説は、商法二〇四条二項の「株券発行前」の意味を、株券の一般発行があるまでと解するか、または会社が株券を発行するのに通常必要な合理的期間内の意味と解し、その時期経過後は、商法二〇四条二項の適用はなく、株券発行前でも株式の譲渡は有効であるとする説である（松田・新会社法概論一六九頁、大塚・前掲ジュリスト一五二号九一頁、石井・会社法上一八五頁）。この点に関し、最高裁判所は、昭和四七年一月八日の判決で、商法二〇四条二項の法意は、「株式会社が株券を遅滞なく発行することを前提として、その発行が円滑

かつ正確に行なわれるようにするために、会社に対する関係において株券発行前における株式譲渡の効力を否定する趣旨と解すべきであつて、右の前提を欠く場合についてまで、一律に株券発行前の株式譲渡の効力を否定することは、かえつて、右立法の趣旨にもとるものといわなければならない。もつとも、安易に右規定の適用を否定することは、株主の地位に関する法律関係を不明確かつ不安定ならしめるおそれがあるからこれを慎しむべきであるが、少なくとも、会社が右規定の趣旨に反して株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するを相当としない状況に立ちいたつた場合においては、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社は、もはや、株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず、譲受人を株主として遇しなければならぬ」（民集二六卷九号一四八九頁）とした。

私は、株券発行前の株式譲渡について、絶対的無効説によつたのでは株式譲渡の自由を奪う結果になり、株主の保護に欠けるため、古くから相対的無効説を主張していたが、最近では会社が故意または過失によつて株券発行を怠つている場合には、会社が株券発行をしていないことを理由に、株式譲渡を認めないことは不当とされること一般にも認められるようになった。

ところでこのように株券発行前の株式譲渡を認めるとして、それではいかなる方法によつて株式を譲渡することができるのであろうか。この点については、明文上の規定がないため、慣習法によつて譲渡方法が定まっていればともかく、それもなければ譲渡はできな

いのか、それともこの場合はいかなる方法によつても譲渡できるのかという二通りの考え方が可能である。ところで、株券発行前でも株式を譲渡できるとする立場には、その譲渡方法を意思表示によるもの（大隅・前掲講座二巻六五二頁）、株式申込証拠金領収証によるとするもの（白紙委任状付株金払込領収証は商慣習法上の有価証券とされた。鈴木・石井・矢沢ジュリスト七号三二頁）、通知・承諾によるとする見解がある。

私は、戦後、一時、株金払込領収証に白紙委任状を添えて交付するという方法で株券発行前の株式が頻繁に譲渡され、右領収証の流通が商慣習法として容認されていた時に、株券発行前の株式譲渡もこれによつて譲渡できると解していた（米津・法研三三巻三三九〇頁）。この点についても最高裁判所は、前掲判決で、「株式会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らして、株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に至つたときは、株券発行前であつても、株主は、意思表示のみにより、会社に対する関係においても有効に株式を譲渡することができる」（傍点筆者）とした。本判決もこの最高裁の判決にしたがつたものである。株券発行前の株式譲渡について相対的無効説に立ち、それを徹底するとすれば、意思表示によつて株式譲渡を認めることが妥当であろう。しかし権利の譲渡は必ずしも意思表示のみによるのではなく、権利の内容によつて異るともいえる。

株券発行前の株式譲渡が意思表示によつてなされるべきか否かは、いずれ別に検討するとして、ここでは本判旨にしたがひ、一応

意思表示によるとして以下に意見をのべることにする。すると、まづ問題になるのは、意思表示と株式譲渡の関係である。株券発行前の株式譲渡が意思表示によつてなされるとすると、株券の一般発行後は、譲受人は会社に対し、自己名義の株券を交付することを請求できるのは当然である。なぜならば、株券交付請求権は、株主権に付随する一権能であるからである。すなわち、株式譲渡が意思表示によつてなされるとすることは、意思表示によつて株式の権利帰属が決定されるのであるから、譲渡人にもはや株券交付請求権はないと考えるべきである。この点、本判旨が、株式譲渡人にも株券交付請求権があるとし、同時に二重譲渡した場合は、更に他の譲受人にもまた株券交付請求権があるとしているのは、苦勞の結果であると思ふが、賛成できない。意思表示による株式譲渡の効果は、株式債権説に立つならともかく、通常は当然株主権の移転を意味するからである。それとも本判旨が、株券発行前の株式譲渡が意思表示によるとするのは、株券発行後とは異り、株券交付請求権のみで、あとは対抗の問題と考えるのであろうか。そう考へても、株式譲渡人たる原告 X に株券交付請求権を認めることは理解できない。結局株券が発行された後は、この立場に立つても意思表示によつて株式が移転したかどうかという、実質的権利の帰属によつてきめるほかはないのではなからうか。

次に、事実認定の点について、本件の場合株式が二重譲渡された場合だとするが、債権譲渡の場合と異つて、株式譲渡には二重譲渡はないと考えるが、それならば、A に株式譲渡されたのか、それと

もBに譲渡されたのが問題となる。本事案では、XとAとの譲渡は、Bとの譲渡が不成立になることを条件として成立し、しかもBが手附金を支払っていると認定されているので、この認定事実からすると、XからBへの譲渡が認められ、Aに対する譲渡は、条件不

〔最高裁判事例研究 一四四〕

昭和五〇七（最高民集二九卷
一一号一八一―一八頁）

二重訴訟解消のため前訴が取り下げられた場合と前訴の提起による時効中断の効力

所有権移転登記抹消登記及び建物取去土地明渡請求事件（昭和五〇年一

一月二八日第三小法廷判決）

X（原告、控訴人、上告人）は、本件係争の土地を所有していたところ、昭和三年四月二九日大阪市東住吉区農地委員会は、当該土地について自創法三条一項に基づき買収をなし、七月二日付で国が所有権移転登記をした。（その後、当該土地は国からY（昭和五年四月四日所有権移転登記）、Y（昭和二年二月三〇日）、Y（昭和三年一月〇月六日）、Y（昭和三年七月七日）、と転々する）。Xは、買収に対し異議訴願をしたが棄却されたので、大阪府農地委員会を被告として、訴願棄却裁決取消の訴を提起した。その訴訟は、一審二審共にX勝訴で上告なきまま確定した（昭和三八年三月二八日控訴審判決）。そこで、XはY、Y、Y、を相手にそれぞれに対し、所有権に基づく登記抹消請求をし、Yには更に建物取去土地明渡請求をしたのが、本件一審である。一審は、X勝訴

成就によつて無効とされてもよいケースのようにも思えるが、後にこの条件はなかつた点としてしているのは、のべられている事実だけからは理解できない。

米津 昭子

（昭和四三年四月一日）。ところで、それより先に、Xは国から転々譲渡されたのみで、昭和三年四月七日に、Y、Y、Y、に対し所有権取得登記の抹消請求をしていた。これが本件という旧訴であり、後に併合されたが、Y、に対する訴が重複している事がわかつたので、Xは旧訴を取下げた（昭和四三年二月二三日）。

控訴審でYらは、時効を援用し、昭和三四年四月二三日以降本件土地の所有権を取得したとし、更に、Xの旧訴は取下により時効中断効を失い、新訴は時効完成後だから中断に適用しない、と主張した。判決は、本件のような二重訴訟の場合には、いずれの訴を取下げても民訴一四九条の適用はなく、旧訴提起の時に生じた時効中断の効力は消滅しないものと解して、X勝訴。Yら上告。最高裁は、次のように解して上告を棄却した。「訴の提起によつて時効中断の効力が生ずるのは、訴の提起により権利主張がされ、かつ、権利について判決による公権的判断がされることになるからであり、訴が取り下げられときに訴の提起による時効中断の効力が生じないのは、訴の取下は、通常訴の提起による権利主張をやめ、かつ、権利についての判決による公権的判断を受ける機会を放棄することにはかならないからである。そうすると、訴の取下が、権利主張をや